

平成30年 第9回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成30年5月24日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成30年5月24日

東京都教育委員会第9回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第33号議案

東京都公立学校長の任命について

第34号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

(1) 「東京都がん教育推進協議会」提言について

(2) 都民の声（教育・文化）について〔平成29年度下半期（10月～3月）〕

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	堤 雅 史
教育監	増 渕 達 夫
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	宇 田 剛
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	古 川 浩 二
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	小 原 昌
指導推進担当部長	藤 井 大 輔
人事企画担当部長	黒 田 則 明
（書 記） 総務部教育政策課長	曾 根 稔

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成30年第9回定例会を開会いたします。

本日は、朝日新聞社外2社から取材と9名から傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させていただきます。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言動に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、北村委員にお願いいたします。

臨時会及び前々回の議事録

【教育長】 3月29日の臨時会の議事録及び前々回の4月12日の第7回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、臨時会及び第7回定例会の議事録については承認を頂きました。

前回4月26日の第8回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第33号議案及び第34号議案並びに報告事項（3）につきましては人事等に関する案件でございますので、非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

（1）「東京都がん教育推進協議会」提言について

【教育長】 それでは、報告事項（1）「東京都がん教育推進協議会」提言について、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 それでは、報告事項（1）「東京都がん教育推進協議会」提言の概要について御説明させていただきます。

都教育委員会では、平成29年度、学校教育におけるがん教育の推進とそのための外部講師活用の体制整備の取組等を進めるため、学識経験者、東京都医師会代表、区市町村教育委員会代表、外部講師経験者、学校管理職等で組織する東京都がん教育推進協議会を設置いたしました。このたび、これまでの議論を整理し、提言として取りまとめましたので、御報告をさせていただきます。

現在、がんは日本人の死因の第1位を占め、また、生涯におけるがんの罹患率も年々増加しており、重要な健康課題の一つとなっております。その一方で、がん検診の受診率が向上しないことや、がんに関して、治らない病等の誤った認識もあるため、がんに関する基本的な知識を身に付けさせるとともに、がんについて学ぶことを通し、命の大切さや健康の大事さ、自己の生き方などを考えさせるなど、健康に関する基礎的素養の育成が現在求められているところでございます。

資料2段目でございますが、このような背景を踏まえ、国は平成24年6月に第2期がん対策推進基本計画を閣議決定しておりまして、がんの教育総合支援事業を実施

し、外部講師を用いた、がん教育ガイドライン及びがん教育推進のための教材を作成しております。

そして、平成28年12月に改正されました、がん対策基本法では、新たにごん教育の推進について盛り込まれ、平成29年10月に閣議決定された第3期がん対策推進基本計画では、がん教育について、国は全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めることが目標として位置付けられております。

また、概要版の資料には記載しておりませんが、平成29年3月には、中学校の学習指導要領、30年3月には高等学校の学習指導要領が告示され、「がんについて取り扱う」と明記されております。

一方、東京都においては、国のがん対策基本法に基づき、東京都がん対策推進計画を平成30年3月に改定し、その中で、学校におけるがん教育の推進が新たに明記されております。

資料中段、がん教育推進協議会の欄でございますが、都教育委員会においては、平成29年度にこの協議会を設置いたしまして、外部講師を活用したがん教育の在り方に関する事、外部講師の活用に必要な事項と支援体制に関する事について協議し、提言としてまとめております。

資料の4段目に、本協議会の主な内容について大きく4点まとめてございます。1点目が、学校におけるがん教育の充実。2点目が、外部講師の活用にあたっての基本的条件の整備。3点目が、がん教育推進のための会議体の設置。4点目が、外部講師派遣の仕組みづくりとなります。

この4点についてその概要を説明させていただきます。

まず、「学校におけるがん教育の充実」についてでございます。1点目が、児童・生徒ががんについて正しく理解することができるよう、全ての学校で保健の授業を実施すること。2点目が、あらかじめ学校保健計画に位置付け、学校全体でがん教育を含む健康教育の在り方を共通認識し、計画的に実施すること。3点目が、がん教育を進めるにあたって、どのように授業を展開すれば良いか、不安に感じている教員のためにも、配慮の工夫やアイデアを共有すること。4点目が、効果的ながん教育の授業

のイメージを明らかにするため、実践事例の普及やリーフレット等の指導資料を活用すること。

なお、昨年6月に、がん教育リーフレットを作成し、都内の全公立学校に配布しているところでございます。5点目が、教員研修では、教員の指導力向上とともに、外部講師との連携に関する内容や研修方法の工夫も含めて検討していくこと等が、大きな1点目の内容でございます。

続きまして、「外部講師の活用にあたっての基本的条件の整備」についてでございます。1点目、大前提としまして、がん教育の目標を達成するためには、専門家等の外部人材の活用が有効であるということがここで示されております。そうした中、それを進めるために、東京都福祉保健局や区市町村、東京都医師会、地区医師会、がん診療連携拠点病院等、患者団体等の協力を得て、十分に連携しながら進める必要があるということ。2点目が、外部講師を担う学校医、がん専門医、がん経験者を一元的に取りまとめ、リスト化をするということ。3点目が、外部講師が学習指導要領のねらいを理解して指導できるよう、外部講師のための指導資料を作成、活用すること。4点目が、外部講師を対象とした、学習指導要領上のねらい、授業を行う上での留意点等を共有する研修を実施すること等の提言がございました。

続きまして、「がん教育推進のための会議体の設置」についてでございます。1点目が、国の第3期がん推進基本計画では、都道府県及び市町村において、会議体を設置することが、示されているということ。2点目が、東京都は健康教育推進委員会を設置し、がん教育推進に係る検証及び改善を行い、東京都におけるがん教育の推進を図ることが重要であること。3点目が、区市町村においても、地域の特性や実情に応じて会議体を設置することが望ましいこと等を盛り込んでおります。

最後の「外部講師派遣の仕組みづくり」でございますが、こちらにつきましては、1点目が、外部講師の活用にあたっては、各学校の具体的な派遣要請に応じていく仕組みづくりが必要であるということ。2点目が、区市町村立学校と都立学校の組織体制の違いを考慮した、外部講師派遣の仕組みづくりを柔軟に構築すること等の提言がございました。

東京都教育委員会事務局といたしましては、この「東京都がん教育推進協議会」の

提言を受け、指導部、地域教育支援部、都立学校教育部が連携して、学校教育におけるがんに関する教育の推進や、外部講師用の体制整備を進め、平成34年度までに、都内全公立中高等学校において、外部講師を活用するなどして、学校におけるがん教育の充実を図ってまいります。説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願いいたします。

【秋山委員】 自分の健康を守るために、このがん教育というのはとても大事だと思いますので、この提言はとてもありがたいと思っています。

一つ質問ですけれども、がん教育は既に各学校で実施されていると思いますけれども、現在行われているがん教育の現状と、また、概要版にあります、東京都が作成したリーフレットの活用状況などを教えてください。

【指導推進担当部長】 まず現状でございますが、現在は小学校、中学校、高等学校では、生活習慣病あるいは病気の疾病といったところで、がんについては若干ですが、扱っております。例えば、がんは死因の第1位というデータを見せながら、それが生活習慣病と深い関わりがあるとか、喫煙との関わりといった、どちらかというところ、その状況的なところを踏まえながら、展開をしています。

今後は、学習指導要領でがんについて扱うとなりましたので、内容は更に深くなってまいります。

御指摘のリーフレットについてですが、このリーフレットは、がんについて正しい知識を身に付けてほしいということ、それから、やはり自分の健康ですとか命というものを大切にしていくということを考えながら作ったもので、昨年6月に配布しております。現在の活用状況については、今後、昨年の状況を調査するところでございますが、例えば、ある区での状況は、断片的に入っております、ある区ではこのリーフレットを全小中学校が活用しております。取組の例としまして、まず、がんについて知るということで、死因の一位であるとか、誰にでもかかる病気であるとか、不治の病ではないとか、そういったことを展開しております。

2点目として、予防について知るということで、規則正しい生活ですとか、バランスの良い食事ですとか、生活習慣が深く関わっているということを教えています。

それから、3点目としまして、がん経験者の方に来ていただいて、その方ががんになったときの気持ちですとか、周囲の支え、そういったものを子供たちの前で話していただき、思考を深めていくと。

最後に、子供たちが、自分の保護者の方に、今回の授業を受けて、がんにならないために何に気を付けたら良いか、そういうことを手紙に書いたり、がんの経験者の方には、身近な人ががんになったら、何が出来るか、何をしてあげたいか等を、自分たちで手紙を書いてその経験者の方に渡すなど、そういった様々な取組も報告されています。

【秋山委員】 これから、このがん教育の充実度が更に深まっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

【北村委員】 報告をお伺いして、既にごんに対する正しい知識を身に付けてもらうということで、それを更に進めていく中で、先ほど、いたずらに怖がらない、それも大事なことだと思います。死因の第一位であるということをごん意識することも大事ですけれども、同時に、今、がんがすぐに死に直結する病気ということでもない中で、がんというものを社会的にどういうふうにごん捉えるかということ、近年は、がんの診断を受けた方々、いわゆるがんサバイバーの方々とか、そういった方々も積極的にいろいろな知識や経験を伝えようと発信されていますので、そういう方をお招きするとかということもされると思うのですが、そういう中で正しい知識を身に付けてほしいということ。

同時に、もしかすると、子供の中には、がんで身近な方を亡くしている子供もいるかもしれませんし、そういうことも含めて、命の教育の一環として、先生方が、がん教育の難しさに直面する場面もあるかと思ひますので、いろいろなケースを想定しながら、是非、がん教育を推進していただきたいと感じております。

【指導推進担当部長】 御指摘のとおりでございます、やはり、配慮する児童・生徒、御家族の方もたくさんいらっしゃるかと思ひます。まずは、学校保健計画等に、学校全体でやるということをごん明記し、それが地域や保護者の方にも公開していきながら、授業の案を考へ、それを事前に保護者に説明するなどして、必要な方には個別の指導をするとか、そういった配慮をしていきたいと思ひております。

【遠藤委員】 この提言の6ページに、具体的に、がん教育の内容ということで記されているのですけれども、大きく二つ目的がありますよね。一つは、子供たちに、がん予防のための啓発をするということ。もう一つは、がんにかかった人に対する寄り添いというか、気持ち、これを教えていくということです。

教育現場においては、子供たちのがん予防に対する啓発なのか、あるいは、がんにかかった家族のケアに対する方に重きを置くのか、両方というお答えになるのかと思うのですが、抽象的だと思うんですよね。

私自身も学生の時に、父親を56歳で肺がんで亡くして、私もしばらく勉強が手につかない、中断するというような状況で、私自身が逆に母親を支えなくてはならなかった。私も大学生でしたから、なんとか立ち直ることができましたが、小中高校生、教育委員会の範囲でケアをしない子供たちの場合には、どっちなのかなど、この6ページの表を見ながら考えていたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

【指導推進担当部長】 目的としましては、もちろん、両方でございます。自分の健康ですとか、命をもちろん大事にするとともに、やはり、がんと向き合う人に携わることで、そういった方の気持ちを理解しつつ、最終的には、共生社会というものを実現していき、そういった態度を身に付けていくということが、大きな目標になりますので、委員の御指摘のありましたこの2点については、その中に含まれているものかと考えております。

【宮崎委員】 国の政策があり、学習指導要領に書き込まれていて、それを都道府県として咀嚼し、現場で具体化していく。そのプロセス自体は、非常に結構だと思いますし、大事な問題を教育現場で取り扱うということだと思うのですが、その全体の位置付け、何のためにがん教育をやるのかという部分について、提言は提言ですからこれで結構だと思うのですが、この提言をカリキュラムに練り込んでいく段階で、ここに書いてある目的よりも更に前の目的があると思うんですね。

例えば、深刻な病気にどう向き合っていくのかとか、それを抱え込んでしまった時の生きる姿勢であるとか、コミュニケーションの在り方であるとか。なぜがんなのかというところも大事かもしれません。死因の一位とありますが、三大死因で他に心臓病とか脳卒中とかあるわけですよね。そうすると、それはやらずに、がんだけなのか

とか、いろいろなことがあると思うので、なぜこれをやるのかという部分を、いかに生きるかという問題だという視点をもう一度確認して、指導の中に入れていけると、ありがたいと思っております。

特に、先ほどの生活習慣病とか、他の病気と比べると、やはり告知の問題とか、あるいは、病を抱えてしまった場合のクオリティ・オブ・ライフとありますが、本人ももちろんですけども、家族あるいは友人がそういう状態の時に、友人としてどのような態度を取るべきかなど、課題は多いと思うんです。

ですから、具体的な授業で、総合的な学習の時間と道德だけではなくても、関わってくる部分だと思います。東京都としては、それをどのように子供たちの生き方に生かしていくかという、目的の前の大前提のところを見失わないように進めていただけるとありがたいと思います。

【指導推進担当部長】 今回、がん教育ということで進めておりますが、もちろん、がんを通じて様々な病気についても理解を深め、最終的には健康教育の一環として健康の保持増進が大事だということには行き着くと思います。

また、ただ今、御指摘があった点につきまして、今後更に詳細を詰めていきながら丁寧に制度を作ってまいりたいと思っております。

【山口委員】 日本は、医科学の分野が非常に進んでいると思うのですね。そして、医学は非常に日進月歩で進んでいて、日本はかなりの成果を上げていると思うのですが、やはり特に都立高校での授業ということになれば、これから医学の道に進もうと思う、あるいは科学の分野に、このような授業がきっかけになったり、目標になったりすることが十分あり得ると思うんです。特に東京都の教育としては、そういったところを推進していこうと打ち出しています。保健体育や道德を通して自分の健康と向き合うということも大事ですけども、どの分野も横のつながりがすごくあると思いますので、そういったところを意識しながらやっていくことがとても重要だと思います。

今、日本のそういった分野で、先進的な医療チームであるとか、研究が進んでいてということは、もう日々ニュースなどでも伝えられておりますし、むしろそういったところも伝えつつ、子供たちの意識を高めていってもらって、医科学の分野に進んで

いく子供たちが一人でも増えれば、それはそれで非常に効果があると私は思うので、その辺りもよろしく願いいたします。

【指導推進担当部長】 このような指導は、学校全体の教育ということで、教科横断的に行うことが非常に大事になると思います。例えば、都立戸山高校においては、チームメディカルということで、将来、医師になりたい生徒が、保健体育、理科、特別活動といったそれぞれの教科等で横断的にやっておりますが、それと別に、実際の現場を見に行ったり、医師からの苦労話を聞いたりすることを通して、更に自分の志を強く持たせるといった取組を行っております。

いずれにしましても、教科横断的に取り組めるよう、今後も展開してまいります。

【教育長】 ほかに、御意見・御質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

(2) 都民の声（教育・文化）について〔平成29年度下半期（10月～3月）〕

【教育長】 次に、報告事項（2）都民の声（教育・文化）について〔平成29年度下半期（10月～3月）〕でございますが、総務部長、説明をお願いします。

【総務部長】 それでは、報告資料の（2）を御覧いただければと思います。

教育庁や都立学校などの各教育機関が実施している施策、事業等に対しまして、都民の皆さま方から頂いた御意見等を毎月ホームページ等で公表しておりますが、半期ごとに年2回、この教育委員会の定例会におきまして、御報告させていただいております。今回は、平成29年度の下半期、10月から3月までを取りまとめましたので、御説明いたします。

まず、1ページ目の都民の声についてでございます。受付窓口としましては、都庁第一本庁舎3階にあります、全庁的な「都民の声総合窓口」をはじめ、教育庁にも局の広聴窓口を設けております。また本庁の各部署、それから出先事業所等にも直接苦情・御意見等が寄せられております。

受付方法については、封書、はがき、電話、ファックス、電子メール、窓口への直接来訪など、様々でございます。お寄せいただいたものにつきましては、関連部署で

情報を共有するとともに、担当部署で必要な対応を行っています。

前年度の下半期に受け付けた合計の件数ですが、上段のグラフの一番右の柱の上でございます。1,913件、上半期より若干増えております。その内訳ですが、下の表にございますように、苦情が最も多く、全体の7割を占めております。

次の2ページでございますけれども、お寄せいただいた声を分野別に表したものでございます。最多は教職員に関するもので、486件。全体の4分の1を占めております。次いで、生徒指導、学校運営、等々となっております。割合の傾向については、特段の変化はございません。

次に3ページから6ページまでが、多数を占めたテーマ、それから、特徴的な内容と件数、事例でございます。まず、291件ございました、体罰等を除いた、教職員の服務、接遇等に関するものの事例といたしまして、都立高校生の保護者からでございますけれども、土曜日の学校説明会の当日に電話をかけた際、自動応答システムでの対応であったため、当日の学校説明会への欠席連絡を受け付けてもらうことができなかったという苦情が寄せられました。

通常この学校では、土日に留守番電話の設定をしておりますけれども、説明会の当日も同じ設定をしてしまったということによるものでございます。今後、土日に行事や保護者との面談がある場合には、電話の応答システムの切替えを徹底して、再発防止に努めていくことといたしました。

その下でございます。243件ございました、「学校の管理・運営に関するもの」の事例では、都立高校の近隣住民から、エアコンの室外機の騒音がひどい、平日の日中はともかく、夜間や休日にエアコンを稼働しないでほしいとの苦情が寄せられました。

当該校は、申出者に謝罪をした上で、苦情を頂いた土曜日の午後は、200名を超える来校者を集めて保護者会を開催しており、エアコンを使用せざるを得ない状況であったこと、また、室外機については、民家に面している道路から離れた場所に移設することが既に決まっているということを説明し、御理解を頂きました。なお、この室外機については、現在、既に移設を済ませております。

次は4ページでございます。同じく、「学校の管理・運営に関するもの」の事例と

いたしまして、学校の駐輪場と校舎を行き来する階段の材質が滑りやすく、手すりもないため、雨の日はとても危険で、実際けがをした生徒もいるとの御意見を頂きました。

直ちに状況を確認しましたところ、この階段は、雨が直接かからないような構造となっていることに加え、各階段の段の先端に滑り止めのタイルが埋め込まれているということでございますけれども、モルタルで造られていて、平らに仕上げられているということから、濡れた靴で階段を使用すると、滑りやすい状態であるということが分かりました。

そのため、この学校では、階段に注意喚起の貼紙を掲示するとともに、各担任から生徒へ注意を促しました。また、各段の先端部に滑り止めのテープを貼り付ける対策も行っているところでございますけれども、さらに今後準備が整い次第、階段を滑りにくくするための措置や手すりの設置を講じることといたしました。

その下、168件ありました、「授業・学習等に関するもの」の事例では、都立高校の体育の授業で生徒が学校の周りを走っているが、歩道を占拠してしまい、他の歩行者の妨げになっているとの苦情が寄せられました。

この学校では、体育のマラソンの授業において、学校の周囲を走ることとしていますが、このたびの苦情を受けまして、校外コースに授業担当以外の体育科教員も巡回させるとともに、毎回授業を始める際に、生徒に対して、歩道での並走、並んで走るということなど、通行の妨げになる走り方をしないよう周知を図りました。

また、前年の記録と比較する必要のない現1年生からは、全体のコースのうち一部について、校内を走るコースに変更をいたしました。

5ページでございます。162件ありました、「生活指導・行事・部活動等に関するもの」の事例では、都立高校の近隣住民から、野球部の硬球が自宅に飛んでくることがあり大変危険、学校は対策を取っているということであるが、先日も飛んできており、更なる対策を取ってほしいとの苦情がございました。この学校では副校長と野球部顧問が、当該住民に謝罪をするとともに、普段から打球に飛距離が出ないよう、木製のバットを使うなどの対策を講じておりますが、防球ネットが風にあおられると、ネットに隙間が生じて、ボールが飛び出すことがあったことから、あらかじめ隙間が

ないということを確認した上で練習を行うようにいたしました。

その下、159件ありました、「図書館の管理・運営に関するもの」の事例といたしまして、今年の2月23日から3月15日まで実施していた、中央図書館のイベントに参加したが、予想以上に楽しめるイベントであったので、あと1週間でいいので延長してほしいとの御意見が寄せられました。図書館では、当該イベントの終了後、他の企画展示を実施する予定であったことなどによりまして、延長を行うことはできませんでしたが、今後のイベントの参考にさせていただくこととしました。

さらにその下、144件ありました、「教職員による児童・生徒への体罰、不適切な指導等」の事例では、都立高校の近隣にお住まいの方から、体育の授業によるマラソン指導において、体育教員から生徒に掛ける言葉が汚く、その言葉に聞き苦しさを感ずるとの御意見を頂きました。

当該校の校長・副校長が確認したところ、当該の体育教員は、生徒が車道に出て危険な場合や通行中の方に迷惑を掛ける恐れがある場合に、厳しく指導していたということでしたが、当該教員に対し、生徒指導の際には、言葉遣いにも十分注意するよう指導をいたしました。

6ページでございますけれども、都民の方から頂いた感謝の言葉の事例でございます。内容といたしましては、「1月に発表された都の予算案に、医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会を拡充するため、都立肢体不自由特別支援学校に専用スクールバスを配置するとありました。これまで多くの家族が強く要望していたことであり、医療的ケアを必要とする子供が自立できるようになる第一歩になるものと期待します」というものでございました。

次の7ページは請願でございます。この請願は、東京都教育委員会請願処理規則等に基づき、所定の様式で提出されるものであり、規定上、請願者に対して、検討結果を通知するよう定められているものでございます。平成29年度下半期の件数は、3件でございます。そのうち、教職員に関するものが1件、その他が2件となっております。

その事例といたしまして、8ページに国旗掲揚・国歌斉唱に関する教員の処分について、送付されました請願の内容と請願者に対して通知した検討結果の概要を載せて

ございます。

次に9ページ、陳情等団体から寄せられた要請・要望でございます。平成29年度下半期の件数は40件で、分野別に見ますと、学校運営に関するものが19件、教職員に関するものが18件などとなっております。

事例といたしましては、10ページでございます。国旗掲揚・国歌斉唱に関する教員の処分について、処分の撤回、服務事故防止研修の中止を求める要請や、特別支援教育の充実を求める要請を載せてございます。

11ページ、公益通報制度でございます。まず、(1) 窓口別受理件数内訳の表を御覧ください。上段の教育庁等窓口、こちらは、公益通報者保護法で必置とされておりました、教育委員会の事務局内部に窓口を設け、東京都の教職員が実名で通報するための窓口でございます。

下段の弁護士窓口は、コンプライアンスに対する意識を一層高めるという観点から、より多くの御意見が寄せられるよう、平成25年4月から受け付けを開始したものでございます。教育庁等窓口では対応できない、匿名での通報、区市町村の教員に対する通報なども対象としております。

こちらの窓口は、教職員、児童・生徒、その保護者、さらに一般都民からの通報も対象としております。弁護士窓口への通報につきましては、担当弁護士に寄せられた通報内容を弁護士から私どもにお伝えいただき、私どもで必要な調査を行い、その結果を弁護士にお返しし、弁護士から調査結果を通報者に回答するという流れで処理しております。

平成29年度、下半期の件数でございますけれども、弁護士窓口のみの15件ございました。制度の性質上、具体的な通報内容をお示しすることはできませんけれども、児童・生徒への不適切な指導に関するもの、会計処理に関するもの、体罰に関するもの、個人情報の取扱いに関することなどがございます。

続きまして、(2) 弁護士窓口受理分に係る処理状況の表を御覧ください。通報内容を満たし、調査を行うことを決定して受理したものについての処理状況でございます。平成28年度に受理した28件については、現在までに調査終了した案件が16件、調査中の案件が12件となっております。

平成29年度に受理した25件については、調査が終了した案件が5件、調査中の案件は20件となっております。

今後とも、こうした都民の声に真摯に耳を傾け、施策や行政サービスの質の向上に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【教育長】 ただいまの説明につきまして御意見・御質問がございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきまして、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

6月28日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願ひします。

【教育政策課長】 来月の6月、第2木曜日であります14日は、現在案件がございません。つきましては、次回の教育委員会定例会は、6月28日木曜日、午前10時から、教育委員会室で開催したいと存じます。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、6月14日は案件がないということでございます。この場で、6月14日の教育委員会は、開催しないとしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、6月14日の教育委員会は、開催しないことといたします。

次回は、6月第4木曜日の6月28日となりますので、お間違ひのないようお願ひいたします。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時44分)